

「投資信託・公共債 総合取引約款・規定集」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、114バンキングアプリからの投資信託取引開始に伴い、2024年11月26日より「投資信託・公共債 総合取引約款・規定集」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

- 「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示

旧	新
<p>投資信託総合取引約款</p> <p>第2条（投資信託総合取引の利用）</p> <p>(1) お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引（この約款において「投資信託総合取引」と総称します。）をご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」② 「投資信託累積投資約款」③ 「投資信託定期・定額購入プラン規定」④ 「特定口座約款」⑤ 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」⑥ 「114ダイレクト利用規定」	<p>投資信託総合取引約款</p> <p>第2条（投資信託総合取引の利用）</p> <p>(1) お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引（この約款において「投資信託総合取引」と総称します。）をご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」② 「投資信託累積投資約款」③ 「投資信託定期・定額購入プラン規定」④ 「特定口座約款」⑤ 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」⑥ 「114ダイレクト利用規定」⑦ 「114バンキングアプリ基本利用規定」
<p>投資信託総合取引約款</p> <p>第10条（投資信託総合取引の解約）</p> <p>(4) 前三項にかかわらず、お客様がパソコンによる投資信託の解約を希望される場合には、別途定める「114ダイレクト利用規定」の定めに従いお取扱いいたします。</p>	<p>投資信託総合取引約款</p> <p>第10条（投資信託総合取引の解約）</p> <p>(4) 前三項にかかわらず、お客様がパソコン、モバイル機器による投資信託の解約を希望される場合には、別途定める「114ダイレクト利用規定」、「114バンキングアプリ基本利用規定」の定めに従いお取扱いいたします。</p>

<p>投資信託定時・定額購入プラン規定</p> <p>第3条（申込方法）</p> <p>(1) 定時・定額購入プランのお申込みは、初回引落日の3営業日前までに、当行所定の申込書に、定時・定額購入プランを申込む指定銘柄の名称、引落日、引落金額その他の必要事項を記入のうえ、署名押印（指定預金口座の届出印によります。）し、当行の窓販を行う営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出するか、若しくは、114ダイレクトによりパソコン、モバイル機器でお申込みください。</p>	<p>投資信託定時・定額購入プラン規定</p> <p>第3条（申込方法）</p> <p>(1) 定時・定額購入プランのお申込みは、初回引落日の3営業日前までに、当行所定の申込書に、定時・定額購入プランを申込む指定銘柄の名称、引落日、引落金額その他の必要事項を記入のうえ、署名押印（指定預金口座の届出印によります。）し、当行の窓販を行う営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出するか、若しくは114ダイレクト、114バンキングアプリによりパソコン、モバイル機器でお申込みください。</p>
<p>投資信託定時・定額購入プラン規定</p> <p>第8条（定時・定額購入プランの追加、変更）</p> <p>(1) 指定銘柄を追加するときは、初回引落日の3営業日前までに、当行所定の申込書を取扱店に提出するか、若しくは114ダイレクトによりパソコン、モバイル機器で申込むものとします。この追加がされた場合においても、既存の申込書により指定された指定銘柄及びそれに係る引落日、引落金額等は、追加の申込書により影響を受けないものとします。ただし、同一の指定預金口座に複数の定時・定額購入プランの設定がなされているときの引落優先順位は、当行の定めるところによるものとします。</p> <p>(2) 定時・定額購入プランの内容を変更するときは、引落日の3営業日前までに、当行所定の申込書を取扱店に提出するか、若しくは114ダイレクトによりパソコン、モバイル機器で当行に届け出してください。</p>	<p>投資信託定時・定額購入プラン規定</p> <p>第8条（定時・定額購入プランの追加、変更）</p> <p>(1) 指定銘柄を追加するときは、初回引落日の3営業日前までに、当行所定の申込書を取扱店に提出するか、若しくは114ダイレクト、114バンキングアプリによりパソコン、モバイル機器で申込むものとします。この追加がされた場合においても、既存の申込書により指定された指定銘柄及びそれに係る引落日、引落金額等は、追加の申込書により影響を受けないものとします。ただし、同一の指定預金口座に複数の定時・定額購入プランの設定がなされているときの引落優先順位は、当行の定めるところによるものとします。</p> <p>(2) 定時・定額購入プランの内容を変更するときは、引落日の3営業日前までに、当行所定の申込書を取扱店に提出するか、若しくは114ダイレクト、114バンキングアプリによりパソコン、モバイル機器で当行に届け出してください。</p>